

秋田県消防広域化推進計画

令和7年3月
秋 田 県

目 次

第 1 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	· · · · 1
1 広域化の背景及びこれまでの経緯	
2 本計画の位置づけ及び計画期間	
第 2 市町村の消防の現況と将来見通し	· · · · 5
1 市町村の消防の現況	
2 市町村の消防の将来見通し	
第 3 消防の連携・協力の推進	· · · · 12
1 連携・協力の必要性	
2 連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果	
第 4 将来の広域化のあり方	· · · · 14
1 広域化の必要性	
2 広域化のメリット	
3 広域化の方向性及び進め方	
4 広域化の推進に係る留意事項	
第 5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置	· · · · 18
1 広域化を推進するための体制	
2 県の支援	
第 6 広域化後の円滑な運営の確保	· · · · 19
1 広域化後の消防の体制の整備	
2 構成市町村等間の関係	
3 広域化後の消防体制整備の方策	
第 7 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保	· · · · 21
1 消防団との連携の確保	
2 防災・国民保護担当部局との連携の確保	
3 医療機関等との連携の確保	
第 8 おわりに	· · · · 23
1 計画のまとめ	
2 計画期間中に取り組む事項	
3 計画の進行管理等	

第1 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 広域化の背景及びこれまでの経緯

(1) 広域化の背景

①人口の減少と高齢化

本県の人口は、非常に速いペースで減少を続けており、令和5年（2023年）10月1日には、約91万3千人となっていますが、今後、さらに減少が進み、令和32年（2050年）には、およそ56万人にまで減少するものと推計されています。これに伴い、消防本部の管轄人口も減少を続け、ますます消防本部の小規模化が進むとともに、市町村の行財政運営も一層厳しくなることが予想されます。

また、同時に進行する高齢化の影響による、生産年齢人口の割合の減少から、消防職員の確保が困難になることが懸念されますが、救急需要は増大する可能性があります。

②消防を取り巻く環境の変化

人口減少により、一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられます。

また、高齢化の進行に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性が増しているほか、救急需要拡大により、消防力の強化が必要です。

加えて、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒や、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性も高まっています。

消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、各分野でDXを進めることができます。

③小規模消防本部の体制

管轄人口の少ない小規模な消防本部では、出動体制や施設設備の確保等に限界があり、組織運営や財政基盤の面でも厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分とはいえません。これを克服し、将来にわたって消防の責務を果たしていくため、消防力の維持・強化を図っていくことが必要です。

(2) 消防組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定

国では、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の維持・強化を図ることが必要であるとし、平成18年に、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論

の枠組みの創設を内容とする消防組織法の改正及びこれに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の策定を行いました。

この中で、都道府県は、平成 19 年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、平成 24 年までに広域化を実現することとされました。その後、基本指針の改正により、広域化の期限は令和 6 年 4 月 1 日に延長されました。

（3）広域化に関する基本指針の改正

こうしたことを受け、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、国では、令和 6 年 3 月、管轄人口 10 万人未満の小規模な消防本部が全体の 6 割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として克服されていないとし、基本指針の改正を行い、広域化の推進期限は令和 11 年 4 月 1 日に延長されました。

この中では、これまで取り組んできた小規模消防本部の体制強化に加え、大規模災害や、感染症に備えた体制整備、DX の進展への対応を課題として位置付けたほか、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を推進計画に定めることができるものとし、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることとされました。

（4）市町村の消防の連携・協力

国は、平成 29 年 4 月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。

また、令和 6 年 4 月 1 には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めること、及び連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期限を踏まえ、令和 11 年 4 月 1 日とすることなどを内容とする指針の改正を行いました。

（5）本県におけるこれまでの取組

本県では、平成 20 年 3 月に「秋田県消防広域化推進計画」を策定し、3 回の計画年度を通して消防の広域化の推進に取り組み、協議が行われてきました。

しかしながら、広域化後の消防の運営方式や経費負担等の課題が解消されず、広域化は実現していません。

【前回計画に基づく広域化が進まなかつた主な理由】

■広域化のメリットについて

- ・同時に検討を進めていた消防無線のデジタル化が完了してしまうなど、広域化のメリットが見出せない。
- ・広域化後の管轄では、山（沢）を越えて出動しなければならないケースが想定されるなど、具体的なメリットが感じられない。

■広域化後の運営方式について

- ・一部事務組合方式はコスト（議会費、事務局費）がかかるのではないか。
- ・一部事務組合方式ではなく、行政の簡素化、費用、意思決定の迅速性の観点から事務委託方式とすべき。
- ・事務委託方式では、委託側市町村（首長）の意向が反映されにくく、一部事務組合方式とすべき。

■広域化後の負担金について

- ・広域化前よりも負担金が増額となる市町村がある。
- ・一部の消防本部の庁舎老朽化に伴う建て替え費用等について、既に建て替えていた他の構成市町村において、更なる負担が必要となる。

2 本計画の位置づけ及び計画期間

（1）本計画の位置づけ

市町村の消防が、将来にわたり県民の安全・安心を守るための消防力の維持・強化を図るために、消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、県は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について積極的な役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的に本計画を策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和11年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

（2）本計画に定める事項

本計画では、消防の広域化を計画的かつ円滑に進めるため、消防組織法第33条に基づき、次の事項について定めるものとします。

- ①自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項
- ②市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③広域化対象市町村の組合せ及び「中心消防本部」
- ④自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な事項
- ⑤広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

第2 市町村の消防の現況と将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 現在の消防体制

本県の消防は、昭和23年の消防組織法の施行とともに、秋田市、大館市、横手市、角間川町、24年に本荘市、角館町、六郷町、男鹿市、五城目町、能代市、25年に湯沢市、30年に鷹巣町で消防本部が設置されました。その後、一部事務組合方式や事務委託方式により消防の広域化が進められ、現在では、13消防本部（単独7「事務委託1を含む」、一部事務組合6）が設置され、全ての市町村において常備消防体制が確立されています。

各消防本部の管轄人口は、30万人以上が1消防本部、10万人以上30万人未満が1消防本部、10万人未満の消防本部が11消防本部（うち5万人未満が6消防本部）であり、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が多数を占めています。管轄面積は、それぞれ約121km²から2,128km²となっており、平均では約893km²となっています（表1）。

消防吏員数については、令和5年4月1日現在、全ての消防本部の合計で2,055人となっています。5消防本部で消防吏員数が100人を下回っており、このうち1消防本部では50人以下となっています。

これらを消防吏員1人当たりで見てみると、管轄面積は約5.7km²、管轄人口はおよそ470人となっています。

表1 県内消防本部の概要

消防本部	設置年月	管轄人口(人)	管轄面積(km ²)	消防吏員数(人)
秋田市	昭和23年3月	307,672	906.1	430
横手市	昭和47年4月	85,555	692.8	169
大館市	昭和48年4月	69,237	913.2	120
由利本荘市	平成17年3月	74,707	1,209.6	187
北秋田市	昭和47年5月	32,261	1,409.5	94
にかほ市	平成17年10月	23,435	241.1	60
五城目町	昭和24年9月	8,538	214.9	28
湯沢雄勝広域市町村圏組合	昭和46年4月	58,620	1,225.4	156
能代山本広域市町村圏組合	平成18年3月	74,695	1,191.2	209
大曲仙北広域市町村圏組合	昭和47年4月	120,880	2,128.7	293
鹿角広域行政組合	平成6年6月	33,868	909.2	91
男鹿地区消防一部事務組合	昭和48年6月	49,321	452.6	150
湖東地区行政一部事務組合	昭和46年4月	20,713	121.2	68
合計		959,502	11,615.5	2,055

※管轄人口は令和2年10月1日現在、管轄面積は令和6年1月1日現在、消防吏員数は令和5年4月1日現在
出典：消防年報（総務省消防庁）、全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、国勢調査（総務省）

本県の消防力を国が定める消防力の整備水準である「消防力の整備指針」に照らした施設設備等の充足率で見ると、消防車両については、消防ポンプ自動車（署所管理分）99.0%、はしご自動車84.6%、化学消防車88.2%、救助工作車88.9%、救急自動車101.3%となっているほか、消防水利72.1%、消防職員78.9%となっています（表2）。

表2 消防力の整備水準

項目	消防ポンプ 自動車	はしご 自動車	化 学 消防車	救 助 工作車	救 急 自動車	消防水利	消防職員
整備済	103台	11台	17台	16台	76台	18,600基	2,086人
充足率	99.0%	84.6%	88.2%	88.9%	101.3%	72.1%	78.9%

出典：令和4年度消防施設整備計画実態調査（速報値）（消防庁）

各市町村の消防活動に係る経費である消防費歳出決算額は、令和4年度の全ての市町村の合計額でおよそ225億円となっており、近年、ほぼ横ばいに近い状況となっています。これを、住民1人当たりの金額で見ると、全ての市町村の平均で約24千円となっており、市町村別では、約15千円から約70千円と大きな開きがあります（表3）。

表3 市町村の歳出消防費決算額（令和4年度）

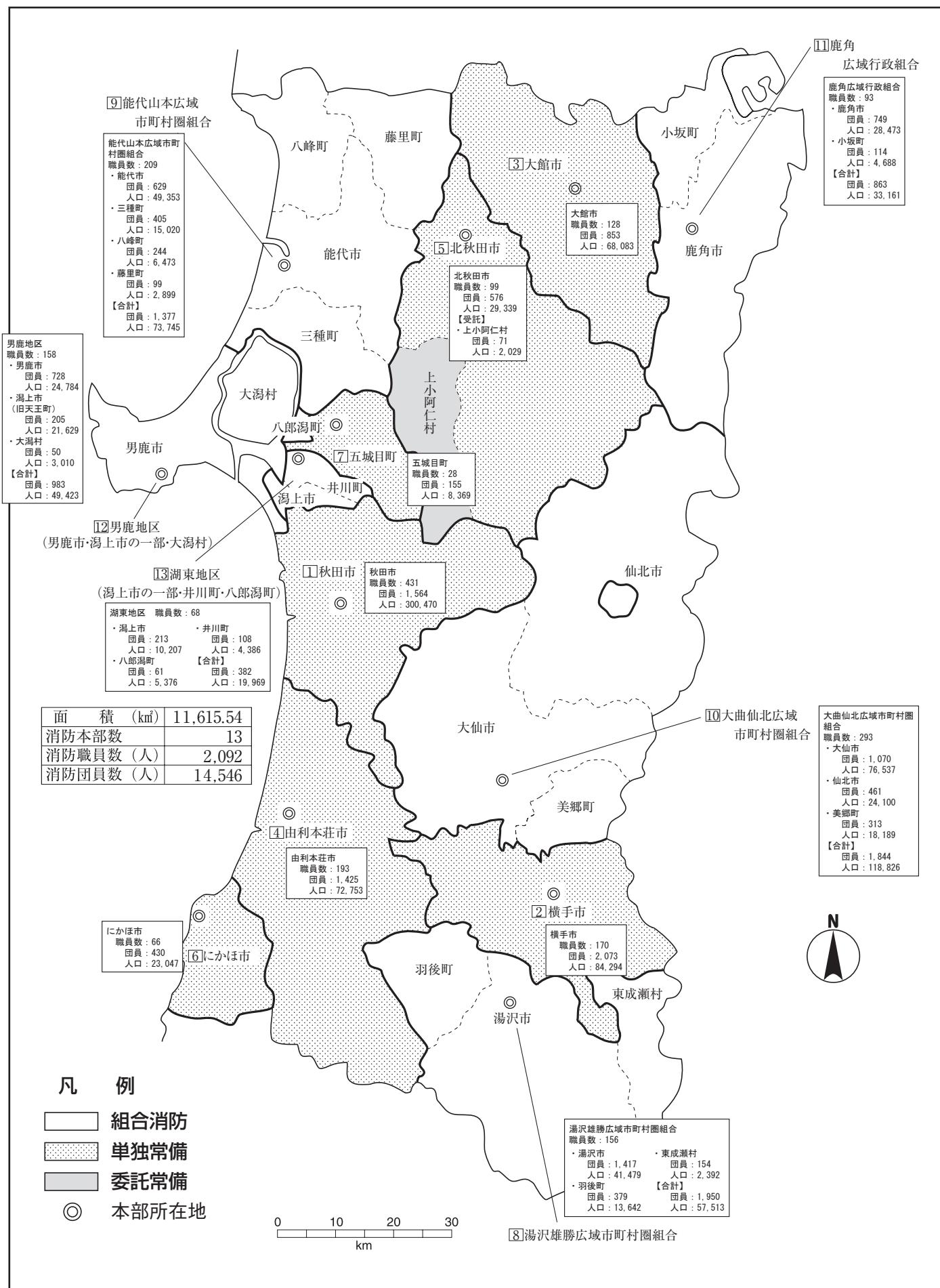
市町村	決算額(千円)	住民1人当たり(円)	市町村	決算額(千円)	住民1人当たり(円)
秋田市	4,477,472	14,775	小坂町	227,300	49,683
能代市	1,157,987	24,102	上小阿仁村	135,685	70,891
横手市	1,723,168	20,891	藤里町	148,192	54,522
大館市	1,302,787	19,459	三種町	575,223	39,841
男鹿市	894,957	37,698	八峰町	351,994	56,847
湯沢市	1,224,826	30,449	五城目町	309,932	38,160
鹿角市	831,416	29,923	八郎潟町	223,751	41,706
由利本荘市	1,934,007	26,671	井川町	152,292	34,738
潟上市	880,779	28,142	大潟村	163,216	56,379
大仙市	1,683,328	22,448	美郷町	513,755	28,869
北秋田市	1,461,689	50,886	羽後町	402,633	30,728
にかほ市	703,697	31,136	東成瀬村	166,600	64,599
仙北市	825,825	35,210	合 計	22,472,511	24,166

出典：市町村別決算状況（総務省）、秋田県の人口と世帯（秋田県）

（2）消防需要の動向

火災発生件数について、令和4年は314件であり、平成24年に比較しておよそ19%減少するなど、近年、減少傾向にあります。

秋 田 県 内 消 防 状 況 図



凡例

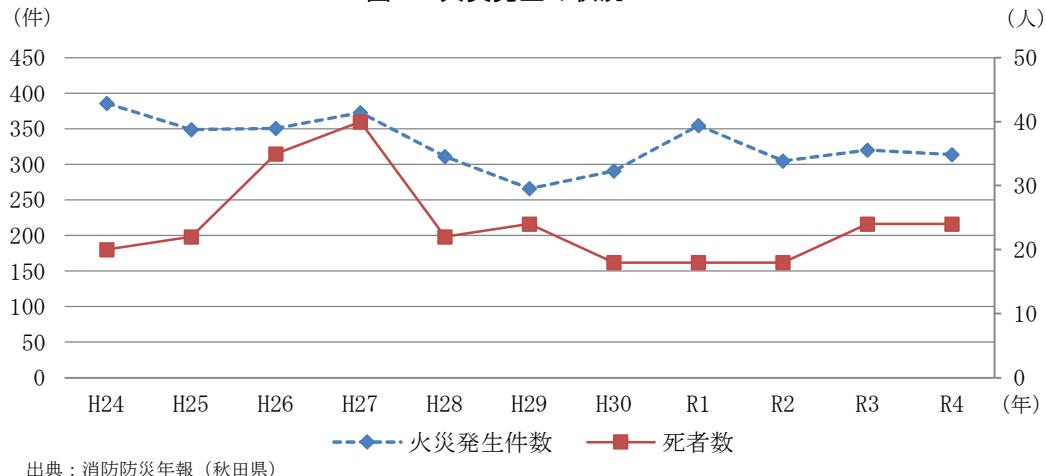
-  組合消防
-  単独常備
-  委託常備
-  本部所在地

◎ 本部所在地

全国消防便覧（令和5年3月）をもとに作成

また、火災による死者数は、令和4年は24人となっており、平成24年と比較して20%増加しています（図1）。

図1 火災発生の状況



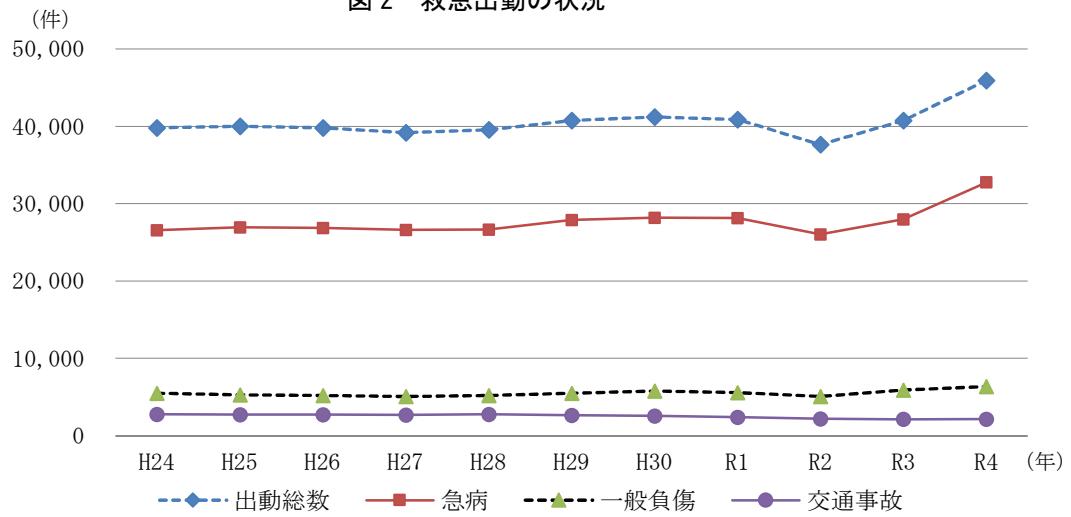
出典：消防防災年報（秋田県）

救急出動件数について、令和4年の出動総数は45,945件となっており、平成24年に比較しておよそ23%増加しています。このうち、最も大きな割合を占める急病による出動件数は、令和4年で32,775件であり、平成24年に比較しておよそ16%増加しています。

救急搬送者数について、令和4年の搬送者総数は42,283件となっており、平成24年に比較しておよそ15%増加しています。このうち、65歳未満の搬送者数が減少傾向である一方で、65歳以上の搬送者数がおよそ32%増加しています。

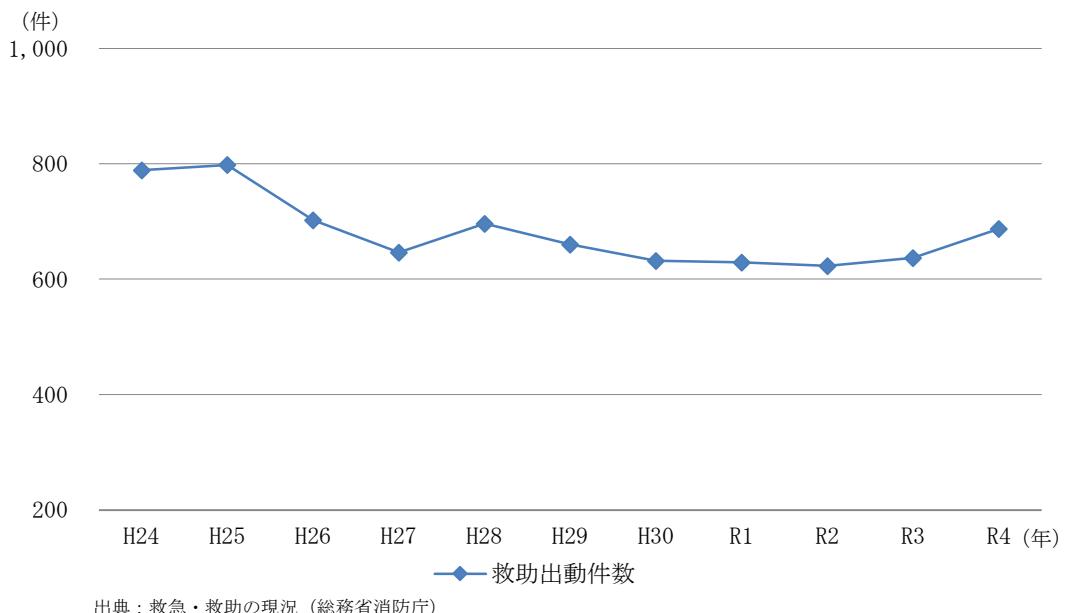
救助出動件数について、令和4年は687件となっており、平成24年に比較しておよそ13%減少しています。（図2、図3）。

図2 救急出動の状況



出典：救急・救助の現況（総務省消防庁）

図3 救助出動の状況



(3) 消防需要の多様化への対応

近年、大規模災害の発生時に広域的な救助活動などを行う緊急消防援助隊としての出動機会が増加しているほか、平成24年から開始したドクターへリの運航への対応など、災害の大規模化・激甚化や社会環境の変化、住民ニーズの多様化などを受けた様々な消防需要への対応が求められています。

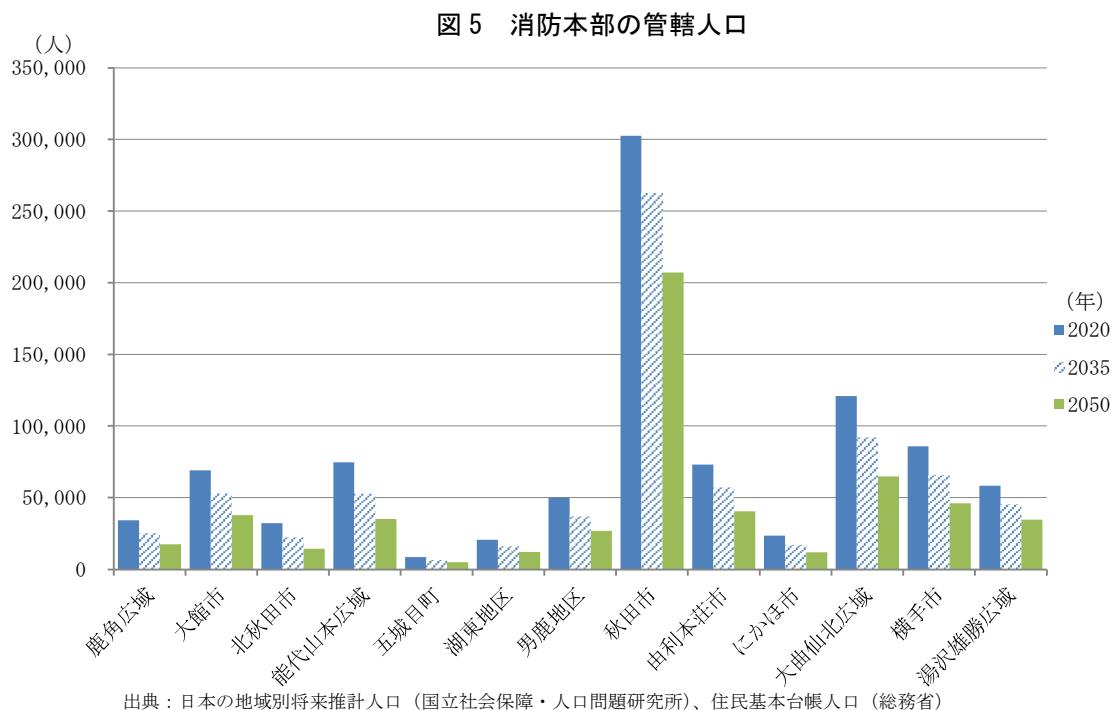
2 市町村の消防の将来見通し

(1) 人口の減少と高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口（平成30年推計）」によると、本県の人口は、令和2年（2020年）に比較して、令和17年（2035年）にはおよそ21%、令和32年（2050年）にはおよそ42%減少するものと推計されており、管轄人口がおよそ56%減少する消防本部もあります（図4、図5）。

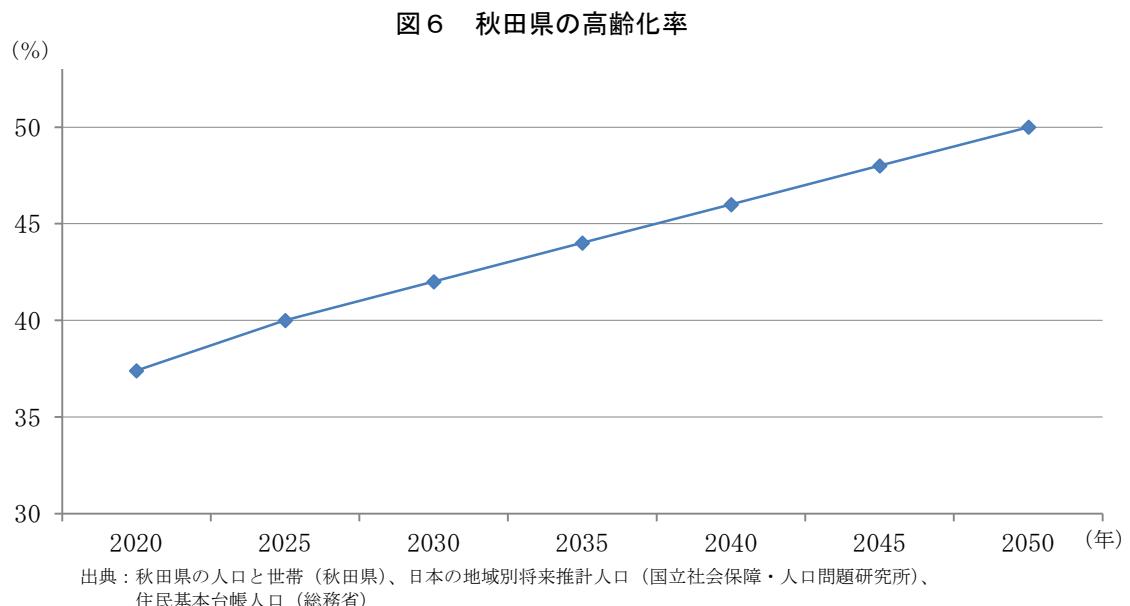
図4 秋田県の推計人口





また、本県の高齢化率は、令和6年（2024年）7月1日現在で39.7%となっています。市町村別では、既に14の市町村で高齢化率が40%を超え、うち5つの町村では50%を上回っています。今後、高齢化は一層進行し、令和32年（2050年）には、本県の高齢者の割合は50%になるものと推計されています（図6）。

高齢化の進展により、一般に搬送率が高いとされる高齢者を中心に、救急搬送に対する需要が引き続き高まるほか、災害時要配慮者の増加などを通じて災害対応の一層の充実が求められる一方で、近い将来、高齢者数も減少に転じることが予想されており、こうした需要も徐々に減少していくものと考えられます。



(2) 厳しさを増す財政状況

人口の減少は、市町村財政にも大きな影響を与えるものと考えられています。地方交付税は市町村の主要な財源の一つですが、この算定の基礎となる消防費に係る基準財政需要額について、令和 32 年（2050 年）の推計人口に基づく試算では、令和 4 年度の基準財政需要額に比較し、いくつかの市町村では 50% を上回る減少となるなど、財政状況はかつてない厳しい状況となる可能性があります。*

※平成 29 年度の普通交付税需要算定式に基づき、社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を用いて推計

(3) 消防力の維持・強化の必要性

災害の大規模化・頻発化、N B C 災害やテロなどを含む災害の多様化、住民ニーズの多様化、高度な救急救命業務に対する期待の高まりに応えていくため、消防の役割はますます重要になり、高度で専門的な対応と消防体制の一層の強化が求められるものと考えられます。

人口の減少や高齢化の進行により、市町村の財政運営が一層厳しくなることが予想される中、住民の生命・身体、財産を守る消防の責務を果たしていくためには、10～20 年後の消防の姿を見通し、消防の広域化や連携・協力を通じた消防力の維持・強化の方策を検討していく必要があります。

第3 消防の連携・協力の推進

1 連携・協力の必要性

人口減少の進行など社会経済状況が変化するとともに、災害が大規模化・頻発化、多様化する中で、必要となる消防力を維持・強化するためには、複数の消防本部間の連携・協力を推進することが重要です。

国においても、広域化の実現になお時間を要する地域では、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果があるとしており、直ちに広域化を進めることができることが困難な地域においても、消防力を確保・充実していくため、連携・協力を推進することが必要であるとしています。

このため、本県においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるものであるとの認識の下、地域の実情に応じて、できるところから連携・協力を積極的に推進することが必要となっています。

2 連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果

(1) 連携・協力の内容や対象となる市町村

連携・協力は、災害の特性や消防需要、地形の状況など、地域の実情に応じて、その実施内容や方法を検討していくことが重要です。

連携・協力の具体的な内容としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両の共同整備、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見直し等による消防力の強化などが挙げられます。

とりわけ、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化につなげる効果が特に大きいことから、実施に向けた準備を進めるとともに、その他の連携・協力と合わせ、全ての市町村を対象に、協議・検討を進めることとします。

(2) 期待される効果

連携・協力には、災害対応能力の向上、施設整備・維持管理に係る経費の効率的な配分、人員の効率的な配置・現場要員の増強、人事交流による職員の能力や意欲の向上といった効果が期待されます。

(連携・協力の効果)

①指令の共同運用

整備・維持管理費用の節減、情報の一元的な把握、効率的な部隊運用

②消防用車両の共同整備

購入費・維持管理費の効率化、災害対応能力の向上

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力

ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上

④専門的な人材育成の推進

中核的本部が他消防本部から研修のための職員を受け入れることによる専門的な人材の育成

⑤応援計画の見直し等による消防力の強化

応援計画の見直しや訓練の共同実施、車両・資機材の配備調整による災害対応能力の強化

(3) 高機能消防指令センターの共同運用の推進

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の整備や維持管理に係る経費の節減、情報の一元的把握による効果的・効率的な応援体制の確立、いわゆる直近指令※やゼロ隊運用※などの高度な運用による効果的・効率的な部隊運用などが可能となるといった効果が期待されており、共同運用の規模が大きいほど効果が大きいとされています。

このため、国も共同運用の規模について、原則、全県一区としていることから、本県においても、共同運用の効果に係る検証等を踏まえ、段階的な実施を含め、全県一区での共同運用について協議・検討を行い、令和18年度の共同運用開始を目指すものとします。

※直近指令

消防本部の管轄地域に関わらず、現場に最も早く到着できる隊に自動的に出動指令を行うこと。

※ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他の消防本部の隊に自動的に出動指令を行うこと。

(4) 県の支援及び連携・協力実施計画の作成

県は、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、連携・協力に係る調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

市町村が消防の連携・協力を行おうとするときは、連携・協力の円滑な実施を確保するため「連携・協力実施計画」を作成する必要があります。

第4 将来の広域化のあり方

1 広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化・大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命・身体及び財産を守る責務があります。

しかしながら、本県では、今後、更に人口減少が進み、市町村の財政状況が一層厳しくなることが予想される中で、将来にわたり、必要な消防力を維持・強化していくことが困難になることが懸念される状況にあります。

このため、行財政運営上の様々なメリットを着実に実現し、住民の生命・身体及び財産を守る消防力の維持・強化につながる広域化を推進する必要があります。

2 広域化のメリット

これまでに広域化が行われた例などによると、消防の広域化には、地域の状況に応じた消防力の維持・強化などによる、住民サービスの向上につながる、次のような効果があるとされています。

①初動消防力、増援体制の充実

広域化により、市町村の境界を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実が図られるとともに、統一的な指揮のもとで応援体制の強化を図ることが可能となります。

②現場到着時間の短縮

市町村の境界に関わらず、直近の消防隊・救急隊が現場に直行することが可能となる場合があり、現場到着時間の短縮が図られます。

③予防業務・救急業務の高度化・専門化、計画的な研修の実施

他業務との兼務が不要となることで、専任での配置・増員が可能となり、専門性の強化が図られるほか、非番出動の機会も減らすことができます。

また、旧消防本部の枠にとらわれることなく、必要な職員に幅広く研修を受けさせることができるとなるほか、小規模消防本部では困難であった研修についても、積極的に受けさせることができます。

④高度な消防設備・施設等の整備

小規模な設備等については、それぞれが整備・保有しつつ、高度な車両や資機材については、共同で一元的に整備することで、設備等の高度化が図られるとともに、効率的な運用が可能となります。

⑤救急搬送における対応の統一化・標準化

消防本部によって救急搬送における対応が異なる場合には、医療機関との調整等が必要となることがあります、広域化により対応の標準化・統一化が図られます。

3 広域化の方向性及び進め方

(1) 広域化の方向性

国の基本指針では、広域化の規模について「消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」とされており、人口減少や高齢化の進展、厳しい財政状況をはじめとした社会状況の変化、消防需要の見通し等を考慮するとともに、地理的条件やこれまでの経緯等を踏まえながら、将来にわたる消防力の維持・強化につながるスケールメリットを十分に得ることができる規模で広域化を実施する必要があります。

また、広域化は、消防署所の統廃合や消防職員の削減を目的とするものではなく、スケールメリットを効果的に実現し、消防力の維持・強化につながる形で実施されることが重要です。

本県の人口は、令和 32 年（2050 年）には約 56 万人にまで減少するものと考えられており、各消防本部の管轄人口も、現在と比較し、ほとんどの消防本部で 4~6 割減少し、2 万人未満が 5 消防本部、2 万人以上 5 万人未満が 5 消防本部となるものと考えられます。このような中で、これから消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等を確保するためには、相当程度の規模での広域化を目指す必要があり、国では「全県一区」が理想的な消防のあり方の一つであるとしているところです。

広域化の検討に当たっては、地域の実情や連携・協力の状況、施設設備の整備・更新時期等を踏まえ、小規模消防本部においてのみならず、広域化に当たり中核となる大規模な消防本部においても、広域化のメリットの実現と懸念の解消がなされるよう、十分留意する必要があります。

(2) 広域化対象市町村

①広域化対象市町村

広域化のメリットが最も大きいとされる「全県一区」を将来のあるべき姿の一つとしながら、広域化対象市町村の組み合わせとして、全ての市町村を検討対象としますが、他の組み合わせや一部の市町村による広域化の可能性も十分考慮し、広域化の時期も含め、協議・検討を進めることとします。

②消防広域化重点地域の指定

自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、国及び県が優先的に支援を行う地域を「消防広域化重点地域」として指定し、公表することとします。

県は、令和 6 年 12 月 25 日に以下のとおり消防広域化重点地域の指定を行いました。

・指定地域

男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町及び大潟村（男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び湖東地区行政一部事務組合消防本部）

・指定の理由

令和6年7月1日男鹿・湖東地区消防広域化協議会が設立されたため

③中心消防本部の指定

・上記消防広域化重点地域にあって、核となり広域化の検討を主導する消防本部として男鹿地区消防本部を「中心消防本部」に指定します。

（3）広域化の進め方

広域化については、その主体であり最終的な責任を負う市町村の意向を最大限踏まえながら、協議・検討を進めることとします。

また、円滑な広域化の推進のため、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした連携・協力の効果や進捗等について、協議・検討に反映させることとします。

4 広域化の推進に係る留意事項

（1）広域化に対する住民等の懸念や課題

広域化については、住民等の間で、管轄区域が大きくなることにより周辺地域となり、消防力が低下したり、市町村との関係が希薄化するのではないか、また、大規模な消防本部からは消防力が流出するのではないか、といった懸念や課題が生じる可能性があります。

他県において、既に広域化を行った例では、これまで、一部地域での消防力の低下や市町村との関係の希薄化といった事実は認められていませんが、本県においてもこのような懸念や課題について、県、市町村、消防本部等が十分に協議・検討を行うとともに、これらの解消・解決につながるよう、住民等に対する丁寧な説明や情報提供等に努めるものとします。

広域化に対する懸念や課題

- ・広域化のメリットがわかりにくい。
- ・管轄エリアが広くなり、地域や住民と市町村・消防のつながりが薄れるのではないか。
- ・地理に不案内な職員が配置されることにより、きめ細かな消防運営に支障が出るのではないか。
- ・市町村の関係部局や消防団との連携に課題が生じるのではないか。
- ・中核となる本部から消防力・職員が流失し、質の低下を招くのではないか。

(2) 本県独自の事情等を勘案した効果の検証

消防の連携・協力や広域化は、地形や道路事情、人口、施設・建物の状況など本県独自の事情により、必ずしも十分な効果が見込めなかつたり、デメリットが生じる可能性もあります。

このため、効果の検証を行いながら、連携・協力や広域化の推進に係る検討・協議を進める必要があります。

(3) 防災や医療に係る関係機関との連携の確保

消防事務は最も基本的な住民サービスの一つであり、連携・協力や広域化を効果的かつ円滑に進めていくためには、防災や医療など幅広い関係機関との緊密な連携が必要となります。

このため、市町村の防災・国民保護担当部局や消防団、医療機関等と情報共有を図るほか、内容や進め方等の協議・検討への参画を求めるなど、必要な連携の確保を図ります。

第5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための体制

県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、市町村相互間における必要な調整及び情報提供その他の必要な援助等を行うものとされています（消防組織法第33条）。

これを踏まえ、県は、広域化の着実な実現に向け、市町村、消防本部等との協議に積極的に関与していくとともに、情報提供や普及啓発、調査研究を行うなど、広域化の実現に向けた取組を積極的に支援します。

2 県の支援

（1）住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広域化を進めるに当たっては、消防サービスの提供を受ける県民や関係機関等が、その必要性やメリットについて十分に理解し、コンセンサスを得ていくことが重要です。

このため、県の広報紙やウェブサイト等に広域化の進め方やメリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え広域化に関して説明を行うなど、広く県民等に対する情報提供、普及啓発に努めます。

（2）各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

県は、広域化の推進に関する制度や先進事例、広域化に当たっての留意事項等について、積極的に情報を収集するとともに市町村に情報提供を行い、広域化のための市町村の取組の促進を図ります。

また、県は、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応等の支援を行います。

（3）関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

県は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行う（消防組織法第33条）ほか、市町村等と共同で広域化の推進に係る協議の場を設置するとともに、積極的に協議に参画し、必要な仲介、調整等を行うこととします。

また、県は、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する要望等を行うこととします。

（4）広域化に関する調査研究

県は、必要に応じ、先進事例における広域化の効果や課題の調査、国の事業を活用した調査研究等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第6 広域化後の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要です。このためには、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項をあらかじめ定めておくことが有効であり、消防組織法では、広域化対象市町村は、消防の広域化を行うとするときは、その協議により、概ね次の事項を内容とする、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成することとされています。（消防組織法第34条）。

【広域消防運営計画に定める事項】

- ①広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ②消防本部の位置及び名称
- ③市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

2 構成市町村等間の関係

広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなります
が、広域化後の運営においては、それぞれの制度内容や特徴を十分把握したうえで、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。

このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を行い、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。

3 広域化後の消防体制整備のための方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのため、広域化を行うことが決定された場合には、主として次の事項について、構成市町村等間において、十分協議のうえ、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定める必要があります。

（1）一部事務組合又は広域連合の方式による場合

- ①経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること

⑦組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

- ①委託料に係る基本的なルール
- ②災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

第7 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、消防の広域化後も従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携を確保するため、主として次のような対応が必要となります。

- ①常備消防との一元的な連絡調整
- ②各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが重要です。

このため、広域化後の消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るため、主として次のような対応が必要となります。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などの消防本部への事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部の人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

3 医療機関等との連携の確保

消防と医療機関との連携体制は、原則として3つの二次医療圏をベースに、その中核的医療機関への搬送を中心に構築されていますが、患者の状態に応じて圏域を越えた搬送や、全県を対象とする三次救急医療機関への搬送が行われる場合もあります。

これらの救急搬送については、「秋田県メディカルコントロール協議会」が、救急隊員の教育・研修や救急活動のプロトコールの作成等を行い、救急活動の全県

的な均てん化を図っているほか、「秋田県傷病者搬送受入協議会」が、傷病者の円滑な受入に係る調整等を行っています。

一方で、地域包括ケアシステムは、二次医療圏を構成する市町村、さらにはその細分化された地域単位を前提に構築されており、介護施設から地域の中核的医療機関への救急搬送体制が整備されています。

また、災害時においても、消防と医療機関との連携が重要ですが、災害の規模によっては、地域振興局福祉環境部（保健所）に地域保健医療福祉調整本部が設置されることも想定されることから、消防、地域保健医療福祉調整本部、地域の中核的医療機関の3者間の連携も必要となっています。

このように、消防と医療機関との連携の形は、各局面において様々であり、重層的な体制となっていることから、医療圏を越えた高度な医療や生活圏内で完結する医療等、救急・災害医療に対する県民の多種多様なニーズに応じたきめ細かな救急活動の実施には、一層緊密な連携が重要となっています。

このようなことから、広域化後も救急業務の高度化と適切な搬送・受入体制を整備していくため、広域化後の消防本部と医療機関や介護施設、地域災害医療対策本部との協力関係構築のための取り組みを行う必要があります。

第8 おわりに

1 計画のまとめ

■ 本計画の位置づけ・目的

- ・本計画は、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的に策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和11年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

■ 将来見通し等

- ・本県の各消防本部の管轄人口は、急速な人口減少により、令和32年（2050年）には、現在と比較して40～60%程度減少するものと予測されています。
- ・また、市町村の基準財政需要額も、いくつかの市町村では50%を上回る減少となるなど、財政状況はかつてない厳しい状況となる可能性があります。
- ・このような状況に対応し、消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化が必要となっています。

■ 消防の連携・協力の推進

- ・消防の連携・協力について、全ての市町村を対象に、効果の検証を行いながら、地域の実情に応じて、実施内容や方法を検討します。高機能消防指令センターの共同運用については、令和18年度共同運用開始目標に、効果の検証を踏まえ、運営方式等について、協議・検討を行うこととします。
- ・市町村は、協議・検討の結果に基づき連携・協力を行おうとする場合「連携・協力実施計画」の作成を行う必要があります。
- ・県は、調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

■ 広域化の進め方

- ・広域化は、消防署所の統廃合、職員の削減を目的とするものでなく、様々なメリットの実現を通じて消防力の維持・強化を図るため行うものです。
- ・全ての市町村を対象に、広域化の組み合わせや時期などについて、今後、協議・検討を進めます。
- ・指定済みの消防広域化重点地域について、広域化を着実に推進するため、支援を行うほか、核となり広域化の検討を主導するため、男鹿地区消防本部を「中心消防本部」に指定します。
- ・県は、市町村、消防本部等の協議に参画するなど積極的に関与していくほか、住民及び関係者等に対する情報提供や普及啓発、調査研究等を行います。

■ 広域化後の円滑な運営の確保、関係機関相互の連携の確保

- ・協議・検討の結果に基づき、広域化を行う場合「広域消防運営計画」の作成を行う必要があります。

- ・広域化後の消防本部は、消防団や市町村防災・国民保護部局、医療機関、介護施設、地域災害医療対策本部との連携に取り組む必要があります。

2 計画期間中に取り組む事項

令和 7 年度に、市町村、消防本部等と県が共同で「秋田県通信指令共同運用検討会（仮称）」を設置し、令和 11 年度までの計画期間内に、広域化等に係る協議・検討を進めることとします。

- 本県の市町村消防の将来のあり方を明らかにするため、計画期間中、次の事項に取り組む。
 - ①消防を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえ、将来の消防のあるべき姿や広域化のメリット・デメリット等の検討・検証を行う。
 - ②高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、効果の検証等を行い、その結果を踏まえ、令和 18 年度開始に向けた、連携・協力のあり方や進め方等について協議・検討を行う。
 - ③消防本部の広域化の組み合わせや、広域化の時期、広域化重点地域などについて協議・検討を行う。

3 計画の進行管理等

県は、本計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。

また、本計画については、広域化対象市町村の組み合わせや消防の連携・協力の対象市町村、消防広域化重点地域の指定、または、その変更などをはじめとした協議・検討の進捗、法律・制度等の変更、その他の事情にあわせ、必要な変更を行うものとします。

資料編

目 次

1	県内消防本部の現況	26
2	消防力の現況	27
3	各消防本部における管轄人口の将来推計	28
4	救急出動の状況	29
5	火災発生件数	30
6	救助出動件数	30
7	市町村消防費の決算状況	31
8	市町村基準財政需要額（消防費）の状況	32
9	秋田県消防広域化検討会委員名簿	33
10	秋田県消防広域化検討会幹事会名簿	34
11	秋田県消防広域化検討会・幹事会開催状況	35
12	市町村の消防の広域化に関する基本指針	36
13	市町村の消防の連携・協力に関する基本指針	54

1 県内消防本部の現況

令和5年4月1日現在

団体名称	本部設置年月日	消防署数	分署・出張所数	消防吏員数(人)	管内消防団数		消防団員数(人)
					うち分団数	うち分団数	
秋田市	S23.3.7	4	10	430	1	32	1,564
横手市	S47.4.1	1	5	169	1	35	2,073
大館市	S48.4.1	1	3	120	1	15	853
由利本荘市	H17.3.22	1	7	187	1	8	1,425
北秋田市	S47.5.1	1	4	94	2	18	647
にかほ市	H17.10.1	1	0	60	1	7	430
五城目町	S24.9.6	1	0	28	1	9	155
湯沢雄勝広域市町村圏組合	S46.4.1	1	5	156	3	26	1,950
大曲仙北広域市町村圏組合	S47.4.1	2	8	293	3	54	1,844
能代山本広域市町村圏組合	H18.3.1	4	5	209	4	40	1,377
鹿角広域行政組合	H6.6.1	1	4	91	2	22	863
男鹿地区消防一部事務組合	S48.6.1	1	6	150	3	30	983
湖東地区行政一部事務組合	S46.4.1	1	2	68	2	33	382
秋田県計		20	59	2,055	25	329	14,546

※消防団数、消防団員数は各消防本部の管轄市町村ごとに集計

出典：消防防災・震災対策現況調査、消防団組織概要等調査

2 消防力の現況

名 称	消防ポンプ自動車(署所管理分)				はしご自動車				化学消防車				救助工作車				救急自動車				消防水利				消防職員			
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	
1 鹿角広域行政組合消防本部	5	5	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	952	748	78.6%	104	90	86.5%							
2 大館市消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1,467	1,109	75.6%	174	128	73.6%							
3 北秋田市消防本部	6	6	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	1,056	651	61.6%	125	96	76.8%							
4 能代山本広域市町村圏組合消防本部	13	12	92.3%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	1	33.3%	8	8	100.0%	2,383	1,779	74.7%	274	212	77.4%							
5 五城目町消防本部	2	2	100.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	2	2	100.0%	227	227	100.0%	59	29	49.2%							
6 湖東地区行政一部事務組合消防本部	3	3	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	3	150.0%	644	459	71.3%	116	66	56.9%							
7 男鹿地区消防一部事務組合消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%	1,421	1,287	90.6%	173	155	89.6%							
8 秋田市消防本部	13	13	100.0%	3	3	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	9	9	100.0%	5,081	4,874	95.9%	519	436	84.0%							
9 由利本荘市消防本部	9	9	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	3,083	2,522	81.8%	219	193	88.1%							
10 にかほ市消防本部	4	4	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	436	373	85.6%	124	64	51.6%							
11 大曲山北広域市町村圏組合消防本部	15	15	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	11	11	100.0%	2,183	1,048	48.0%	362	292	80.7%							
12 横手市消防本部	9	9	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%	4,167	2,253	54.1%	184	169	91.8%							
13 湯沢雄勝山広域市町村圏組合消防本部	11	11	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	2,714	1,270	46.8%	211	156	73.9%							
合計	104	103	99.0%	13	11	84.6%	17	15	88.2%	18	16	88.9%	75	76	101.3%	25,814	18,600	72.1%	2,644	2,086	78.9%							

出典：令和4年度消防施設整備計画実態調査（速報値）（消防庁）

3 各消防本部における管轄人口の将来推計

	消防本部	構成市町村	管轄人口(人)						管轄面積(km ²)						
			2020年		2025年		2030年								
			増減率		増減率		増減率								
1 虎角広域行政組合 消防本部	鹿角市	34,092	31,153	△8.61%	28,081	△17.63%	25,172	△26.16%	22,433	△34.20%	19,841	△41.80%	17,468	△48.76%	909.22
	小坂町	69,018	63,626	△7.81%	58,183	△15.70%	52,893	△23.36%	47,674	△30.33%	42,577	△38.31%	37,808	△45.22%	913.00
2 大館市消防本部	大館市	32,106	28,704	△10.60%	25,440	△20.76%	22,396	△30.24%	19,504	△39.25%	16,780	△47.74%	14,268	△55.56%	1,409.48
	北秋田市 上小阿仁村	74,686	66,447	△11.03%	59,314	△20.58%	52,714	△29.42%	46,482	△37.76%	40,618	△45.61%	35,152	△52.93%	1,191.20
4 能代山本広域市町村圏組合 消防本部	能代市	8,408	7,865	△6.46%	7,159	△14.85%	6,528	△22.36%	5,956	△29.16%	5,454	△35.13%	5,023	△40.26%	214.92
	五城目町消防本部	湯上市(昭和、飯田川) 八郎潟町 井川町	20,465	18,846	△7.91%	17,374	△15.10%	15,960	△22.01%	14,554	△28.88%	13,210	△35.45%	12,000	△41.36%
6 湖東地区行政一部事務組合 消防本部	男鹿市	49,955	44,935	△10.05%	40,740	△18.45%	36,801	△26.33%	33,057	△33.83%	29,681	△40.58%	26,764	△46.42%	452.64
	潟上市(天王) 大潟村	302,394	292,929	△3.13%	278,380	△7.94%	262,418	△13.22%	244,727	△19.07%	225,921	△25.29%	207,179	△31.49%	906.07
7 男鹿地区消防一部事務組合 消防本部	秋田市	73,041	68,644	△6.02%	62,857	△13.94%	57,193	△21.70%	51,506	△29.48%	45,848	△37.23%	40,560	△44.47%	1,209.59
	由利本荘市	23,451	20,938	△10.72%	18,981	△19.06%	17,089	△27.13%	15,235	△35.03%	13,502	△42.42%	11,965	△48.98%	241.13
8 秋田市消防本部	にかほ市	120,880	111,033	△8.15%	101,358	△16.15%	92,031	△23.87%	82,614	△31.66%	73,363	△39.31%	64,793	△46.40%	2,128.67
	大仙市	85,809	78,912	△8.04%	72,257	△15.79%	65,621	△23.53%	58,985	△31.26%	52,460	△38.86%	45,935	△46.47%	692.80
10 にかほ市消防本部	仙北市	58,359	53,956	△7.54%	49,434	△15.29%	45,499	△22.19%	41,718	△28.51%	38,007	△34.87%	34,570	△40.76%	1,225.38
	美郷町	95,664	88,7993	△6.79%	819,558	△13.97%	752,225	△21.04%	684,445	△28.15%	617,262	△35.21%	553,485	△41.90%	11,615.34
13 湯沢雄勝山広域市町村圏組合 消防本部			合計	13消防本部											

※増減率は、2022年との比較による。

※潟上市の地区別の将来推計人口については、旧2020年現在の人口割合で按分している。

出典:R4消防年報(消防庁)、日本の地域別将来推計人口(R4年推計)(社会保障・人口問題研究所)、住民基本台帳人口(総務省)

4 救急出動の状況

(1) 救急出動件数の推移

単位:件、%

項目/年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	比較 2022/201 2
急 病	26,574	26,942	26,845	26,623	26,659	27,884	28,169	28,136	26,035	27,967	32,775	123.3
一般負傷	5,490	5,282	5,199	5,087	5,202	5,501	5,785	5,597	5,100	5,935	6,375	116.1
交通事故	2,789	2,731	2,727	2,676	2,777	2,658	2,569	2,398	2,184	2,136	2,162	77.5
出動総数	39,805	40,025	39,801	39,179	39,558	40,748	41,206	40,876	37,658	40,772	45,945	115.4

※比較は2012年を100とした場合

出典:救急・救助の現況(消防庁)

(2) 搬送者数の推移及び将来推計

①年齢階層別搬送者数

単位:人、%

年齢階層／年	2,012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	比較 2022/201 2
1歳未満	67	62	56	59	74	71	58	70	48	56	47	70.1
2歳～6歳	980	988	964	937	950	943	909	901	596	725	881	89.9
7歳～17歳	1,016	911	956	979	1,057	923	965	963	736	793	886	87.2
18歳～64歳	11,236	11,141	10,730	10,349	10,354	10,166	10,086	9,481	8,386	8,807	9,501	84.6
65歳以上	23,357	24,059	24,393	24,250	24,500	26,102	26,647	26,966	25,340	27,699	30,968	132.6
計	36,656	37,161	37,099	36,574	36,935	38,205	38,665	38,381	35,106	38,080	42,283	115.4

※比較は2012年を100とした場合

出典:救急・救助の現況(消防庁)

②年齢階層別搬送数の将来推計

単位:人

年齢階層／年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	比較 2045/2022
64歳未満	9,766	8,799	7,789	6,889	5,927	5,041	44.6
65歳以上	25,340	28,273	27,426	26,121	25,015	23,591	76.2
計	35,106	37,072	35,215	33,010	30,942	28,632	67.7

※2020年の人口千人当たりの搬送者数及び人口の将来推計を元に推計。

※比較は、2022年を100とした場合

出典:救急・救助の現況(消防庁)

5 火災発生件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	比較 R4/H24
建物火災	237	204	199	211	191	166	166	198	173	186	165	△30.4%
林野火災	30	34	46	34	32	19	14	32	24	24	27	△10.0%
車両火災	38	39	29	45	32	30	39	31	27	32	33	△13.2%
その他火災	81	72	77	83	56	51	72	94	81	78	89	9.9%
合計	386	349	351	373	311	266	291	355	305	320	314	△18.7%
死者数	20	22	35	40	22	24	18	18	18	24	24	20.0%

出典:消防防災年報

6 救助出动件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	比較 R4/H24
火災時ににおける 救助出动件数	81	79	63	64	74	51	32	43	56	41	31	△61.7%
火災以外の災害時に おける救助出动件数	708	719	639	582	622	609	600	586	567	596	656	△7.3%
合計	789	798	702	646	696	660	632	629	623	637	687	△12.9%

出典:救急・救助の現況(消防庁)

7 消防費の決算状況

(単位:千円)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	31年度/令和 令和2年	令和3年	令和4年	住民一人当たり (令和4年度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327

8 基準財政需要額(消防費)の状況

(単位:千円)

市町村名		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	決算額	基準財政需要額	基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額		基準財政需要額	
1 秋田市	4,337,779	3,479,347	3,543,318	3,488,886	3,522,300	3,483,044	3,472,343	3,485,071	3,450,962	3,357,782	3,361,993	3,357,782	3,361,993	3,357,782	3,361,993	3,357,782	3,361,993	3,357,782	3,361,993	
2 能代市	1,645,434	762,328	794,503	772,050	788,525	789,757	787,904	794,876	768,772	749,317	759,313	749,317	759,313	749,317	759,313	749,317	759,313	749,317	759,313	
3 横手市	2,246,474	1,145,782	1,303,839	1,379,628	1,513,771	1,508,561	1,497,103	1,513,510	1,495,985	1,484,673	1,499,578	1,484,673	1,499,578	1,484,673	1,499,578	1,484,673	1,499,578	1,484,673	1,499,578	
4 大館市	1,515,707	991,178	1,040,176	1,033,170	1,071,195	1,039,511	1,066,166	1,076,445	1,061,050	1,040,670	1,051,320	1,040,670	1,051,320	1,040,670	1,051,320	1,040,670	1,051,320	1,040,670	1,051,320	
5 男鹿市	940,449	604,027	625,116	59,996	602,482	601,838	600,878	605,226	579,372	573,919	591,739	573,919	591,739	573,919	591,739	573,919	591,739	573,919	591,739	
6 湯沢市	1,891,350	724,987	775,700	773,881	813,261	811,159	808,526	816,742	796,407	800,619	815,874	800,619	815,874	800,619	815,874	800,619	815,874	800,619	815,874	
7 鹿角市	758,965	568,333	573,407	550,254	549,564	549,564	549,564	554,792	532,958	529,863	543,588	529,863	543,588	529,863	543,588	529,863	543,588	529,863	543,588	
8 由利本荘市	5,294,538	1,083,432	1,214,456	1,273,623	1,383,662	1,381,854	1,372,826	1,389,535	1,384,695	1,388,361	1,403,890	1,388,361	1,403,890	1,388,361	1,403,890	1,388,361	1,403,890	1,388,361	1,403,890	
9 渴上郡	828,184	488,365	522,297	535,948	563,000	561,508	561,135	567,230	573,054	563,224	575,105	563,224	575,105	563,224	575,105	563,224	575,105	563,224	575,105	
10 大仙市	1,698,335	1,073,038	1,212,332	1,277,668	1,398,499	1,393,821	1,383,527	1,398,598	1,395,728	1,390,488	1,408,890	1,390,488	1,408,890	1,390,488	1,408,890	1,390,488	1,408,890	1,390,488	1,408,890	
11 北秋田市	1,016,631	608,854	654,993	655,999	687,786	686,283	685,164	696,529	679,501	682,744	698,146	682,744	698,146	682,744	698,146	682,744	698,146	682,744	698,146	
12 にかほ市	662,263	434,661	467,809	463,402	488,759	487,041	485,041	490,200	481,888	474,594	483,337	474,594	483,337	474,594	483,337	474,594	483,337	474,594	483,337	
13 仙北市	684,858	537,802	571,339	570,853	594,335	592,470	591,227	601,795	570,843	570,561	582,088	570,561	582,088	570,561	582,088	570,561	582,088	570,561	582,088	
14 小坂町	196,291	149,106	150,437	140,775	139,905	139,905	139,126	141,759	168,726	177,445	185,751	168,726	185,751	168,726	185,751	168,726	185,751	168,726	185,751	
15 上小阿仁村	146,835	90,317	90,909	83,756	81,733	81,733	81,145	84,907	97,648	104,512	110,803	97,648	110,803	97,648	110,803	97,648	110,803	97,648	110,803	
16 藤里町	266,084	122,013	122,752	111,395	109,316	109,282	108,514	112,541	130,478	138,909	146,601	138,909	146,601	138,909	146,601	138,909	146,601	138,909	146,601	
17 三種町	612,331	325,786	353,227	353,905	376,121	375,160	372,256	375,755	373,125	376,625	380,967	373,125	380,967	373,125	380,967	373,125	380,967	373,125	380,967	
18 八峰町	329,074	191,498	202,858	195,965	202,925	201,773	200,281	202,977	213,244	220,958	218,509	213,244	218,509	213,244	218,509	213,244	218,509	213,244	218,509	
19 五城目町	603,351	220,013	222,813	206,451	205,739	206,169	205,197	207,013	219,328	232,898	234,529	219,328	234,529	219,328	234,529	219,328	234,529	219,328	234,529	
20 八郎潟町	157,292	131,667	133,216	126,323	126,967	126,967	126,278	127,395	149,432	156,469	161,913	149,432	161,913	149,432	161,913	149,432	161,913	149,432	161,913	
21 井川町	145,949	122,181	123,464	117,328	117,983	117,983	117,362	118,628	145,700	151,490	159,001	145,700	159,001	145,700	159,001	145,700	159,001	145,700	159,001	
22 大潟村	376,972	96,410	97,056	95,282	94,536	94,638	94,005	96,615	122,511	128,605	136,323	122,511	136,323	122,511	136,323	122,511	136,323	122,511	136,323	
23 美郷町	518,577	349,070	378,889	384,539	408,122	406,744	403,772	407,345	403,135	403,696	411,522	403,135	411,522	403,135	411,522	403,135	411,522	403,135	411,522	
24 羽後町	512,517	298,469	302,456	286,323	286,489	287,178	285,800	288,329	294,161	307,959	311,274	294,161	311,274	294,161	311,274	294,161	311,274	294,161	311,274	
25 東成瀬村	276,760	90,518	91,101	84,592	83,225	82,637	85,511	115,280	121,866	129,166	136,323	115,280	129,166	115,280	129,166	115,280	129,166	115,280	129,166	
合計	27,663,100	14,689,182	15,554,192	16,210,200	16,147,168	16,077,777	16,239,324	16,203,983	16,128,147	16,351,220										

出典:市町村別決算状況調(総務省)

9 秋田県消防広域化検討会 委員名簿

団体名	職	氏 名
学識経験者	一般社団法人秋田県医師会常任理事	小野崎 圭助
消防団体関係者	秋田県消防長会会長	渡辺 邦博
	一般財団法人秋田県消防協会会长	高橋 正尚
	鹿角市長	関 厚
	小坂町長	細越 満
	大館市長	福原 淳嗣 石田 健佑
	北秋田市長	津谷 永光
	上小阿仁村長	小林 悅次
	能代市長	齊藤 滋宣
	藤里町長	佐々木 文明
	三種町長	田川 政幸
	八峰町長	堀内 満也
	男鹿市長	菅原 広二
	大潟村長	高橋 浩人
	潟上市長	鈴木 雄大
市町村	八郎潟町長	畠山 菊夫
	井川町長	齋藤 多聞
	五城目町長	渡邊 彦兵衛 荒川 滋
	秋田市長	穂積 志
	由利本荘市長	湊 貴信
	にかほ市長	市川 雄次
	大仙市長	老松 博行
	仙北市長	田口 知明
	美郷町長	松田 知己
	横手市長	高橋 大
	湯沢市長	佐藤 一夫
	羽後町長	安藤 豊
	東成瀬村長	備前 博和
県	秋田県総務部危機管理監	菅生 淑子
	31名	

10 秋田県消防広域化検討会 幹事会名簿

団体名	職	氏 名
学識経験者	一般社団法人秋田県医師会副会長	吉原 秀一
消防団体関係者	一般財団法人秋田県消防協会事務局長	佐藤 功
	鹿角市総務部総務課長	守田 敏子
	小坂町総務課長	窪田 圭一
	大館市総務部総務課長	佐々木 みゆき
	北秋田市総務部総務課長	萩野 貴久
	上小阿仁村民福祉課長	石川 悅子
	能代市総合防災課防災危機管理監	皆川 友紀
	三種町町民生活課長	後藤 一家
	八峰町防災町民課長	工藤 善美
	藤里町生活環境課長	村岡 徳一
	秋田市総務部総務課長	中川 宏行
	男鹿市総務企画部危機管理課長	三浦 幸樹
	潟上市総務部危機管理監	櫻庭 満久
市町村	五城目町総務課長	東海林 博文
	八郎潟町住民生活課長	畠山 孝直
	井川町町民生活課長	鷲谷 幸平
	大潟村生活環境課長	薄井 伯征
	由利本荘市総務部行政改革推進課長	佐藤 夏樹
	にかほ市総務部防災課長	渡部 尊志
	大仙市総務部総合防災課長	高橋 太
	仙北市総務部総務課長	永井 尚
	美郷町住民生活課長	木村 英彰
	横手市総務企画部危機対策課長	川津 久和
	湯沢市総務部総務課総合防災室長	皆川 学
	羽後町町民生活課長	坂田 聰
	東成瀬村総務課防災対策室長	佐々木 年子喜
消防本部	秋田市消防本部消防長	渡辺 邦博
	横手市消防本部消防長	高田 俊之
	大館市消防本部消防長	虹川 茂樹
	由利本荘市消防本部消防長	佐藤 英樹
	北秋田市消防本部消防長	松橋 雅徳
	にかほ市消防本部消防長兼署長	須田 勇喜
	五城目町消防本部消防長	佐々木 貴仁
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長	佐藤 正晴
	能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長	泉 政樹
	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長	佐々木 伸吾
	鹿角広域行政組合消防本部消防長	奈良 巧一
	男鹿地区消防一部事務組合消防本部消防長	渡部 伸明
県	湖東地区行政一部事務組合消防本部消防長	斎藤 直樹
	秋田県企画振興部市町村課長	萩原 圭
	秋田県健康福祉部医務薬事課長	石川 亨
	秋田県総務部総合防災課消防保安室	高橋 公康
	43名	

11 秋田県消防広域化検討会・幹事会開催状況

(1) 秋田県消防広域化検討会

開催日	開催場所	内 容
令和6年5月29日	秋田県庁正庁	第1回秋田県消防広域化検討会 (1) 秋田県消防広域化検討会の設置について (2) 秋田県消防広域化推進計画の改定について
令和6年12月25日	秋田県庁災害対策本部室	第2回秋田県消防広域化検討会 (1) 秋田県消防広域化推進計画の改定について (2) 今後のスケジュールについて
令和7年 3月17日	書面審議	第3回秋田県消防広域化検討会 (1) 秋田県消防広域化推進計画（案）について

(2) 秋田県消防広域化検討会幹事会

開催日	開催場所	内 容
令和6年5月15日	秋田県庁災害対策本部室	第1回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化検討会及び幹事会の設置について (2) 秋田県消防広域化推進計画の再策定について
令和6年8月9日	秋田県庁災害対策本部室	第2回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化推進計画策定の考え方について (2) 通信指令センターの共同運用について (3) 消防広域化重点地域及び中心消防本部の設定について
令和6年11月13日	秋田県庁災害対策本部室	第3回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化推進計画の改定について
令和7年 3月 7日	書面審議	第4回秋田県消防広域化検討会幹事会 (1) 秋田県消防広域化推進計画（案）について

12 市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成十八年七月十二日

消防庁告示第三十三号

最終改正 令和六年三月二十九日消防庁告示第八号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進

められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであり、平成三十年の本指針改正により推進期限としていた令和六年四月一日には、消防本部数は七百二十本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。

加えて、令和六年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。そのため、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっている。

大規模災害が発生した場合、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請

後直ちに応援部隊が到着しないことが考えられる。また、緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、応援部隊との緊密な連携体制を構築するため、被災地の消防本部は指揮本部を設置するほか、進出拠点等への職員派遣が必要となり得る。応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のためには、一定の消防職員数の確保が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性が高まっている。

感染拡大時には、医療提供体制のひっ迫により救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加することが想定される。また、消防職員が少数の消防本部においては、感染等により一部の職員が活動できなくなった場合、他の消防本部からの応援により消防体制を確保せざるを得なくなることが考えられる。消防職員の負担の軽減や、自らの消防体制での業務の運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要である。

この他、昨今注目されている、消防本部におけるハラスマント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

また、消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でDXを進めることができることが求められている。それらに対応できる専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効である。加えて、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて行われるシステムの標準化は、消防本部における当該システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資するものと考えられる。

また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、令和四年四月一日現在、消防職員については七十九・五%、消防水利については七十八・九%にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・九%である一方、小規模消防本部においては、六十七・七%にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならぬとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 令和六年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、令和六年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、平成三十年からの推進期間においては広域化の進捗がそれ以前と比べ鈍化しており、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

平成十八年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われ

ていたことから、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることができる考えられる。

中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待される。これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。

また、具体的な広域化の検討段階では、中心消防本部の呼びかけにより、広域化に関する協議会等を設置し、事務局として職員を派遣することで検討を前に進めるための基盤を作ることや、広域化実施に係る課題についての論点整理、意見集約を行うことが求められる。さらに、必要に応じて、中心消防本部から関係市町村に対する説明を行うことも、広域化に向けた調整を進める上で効果的である。このように、中心消防本部は、論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

広域化後には、消防本部では、組合事務等の新たに発生する事務処理や、構成市町村と広域化時に継続検討とされた事項の調整が必要な場合があり、消防本部の事務の円滑な実施のため、必要に応じて旧中心消防本部が管轄していた市町村等が中心となって支援や調整を行うことは有効である。

地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割も非常に重要なである。例えば、緊急消防援助隊に関する消防応援活動調整本部の設置や、傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務等、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、リーダーシップを發揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

具体的な取組として、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の必要性の理解を深め、広域化の機運の醸成を図ることが求められる。

これとあわせ、中心消防本部の設定についても検討し、関係消防本部の意向を確認した上で、中心消防本部となる消防本部から同意を得て推進計画に定めることとする。

また、広域化の具体的な検討過程において、中心消防本部を設定している地域であっても、消防本部間での調整が困難な場合などには、都道府県が消防本部や関係市町村の事務担当者を構成員とした協議の場の設置を主導することも考えられる。この際、必要に応じて事務局やオブザーバーとして参画し、課題解決に向けた助言を実施するなど、都道府県が積極的に関与することが協議の実効性を確保する上で非常に有効である。さらに、消防本部と首長部局等との間での調整が難航する場合には、消防本部の求めに応じて、都道府県が首長部局等への説明に同席し、助言を行う等により調整の円滑化を図ることも考えられる。

広域化後には、消防本部において、新たに発生する事務処理や、継続検討とされた事項の調整等について、円滑に合意形成が図られるよう、都道府県は助言や支援を行う等、積極的に関与することが期待される。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

（1）消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

（2）広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

（3）都道府県及び市町村に対する情報提供

消防本部が広域化により生じる効果を広く認識するとともに、広域化に伴う事務調整の負担増加等の懸念を解消することができるよう、広域化の推進に関する財政措置等の制度、広域化を実現した他の消防本部における優良事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

（4）相談体制の確保充実等

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体的な相談に積極的に応じる。

また、消防庁が提供し、広域化の効果等の分析を行うことができる、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促すことにより、広域化や連携・協力の検討の促進を図る。

（5）財政措置

① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

（i）市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①にお

いて「市町村の消防の広域化」という。)に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化(令和十一年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等(消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。)の再編整備計画(以下「広域消防運営計画等」という。)に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。)の増改築(広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。)(高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)であって、当該広域化後十年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては令和十年四月一日までに完了するもの。(iii)(iv)において同じ。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化(令和十一年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築(高機能消防指令センターとして改築する場合は、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 市町村の消防の広域化(令和十一年四月一日までに行われるものに限る。)に伴う消防本部庁舎の整備であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

(v) 市町村の消防の広域化(令和十一年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含む。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備(高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。)については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

② 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力をを行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力をを行う市町村(以下「連携・協力実施市町村等」という。)に対して、都道府県が行

う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- （i） 市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。）に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- （ii） 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築（標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- （iii） 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- （iv） 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる訓練施設の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- （v） 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不斷に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、令和十一年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

- （1） 都道府県の推進計画等
都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更若しくは再策定又は策

定を行うよう努めること。

（2）市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、令和十一年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

（1）自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 次のような事項に留意して定めること。

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

（2）市町村の消防の現況及び将来の見通し 次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降における広域化の進捗、広域化後の消防本部における広域化の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十

分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

（3）広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定

広域化対象市町村の組合せは、本指針三、2に基づき定めること。

地域の実情に応じて必要な場合には、本指針一、3を参考にしつつ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、中心消防本部を定めること。ただし、広域化の検討が円滑に進むよう、当該消防本部の同意を得て定めること。

なお、本指針三、3に基づき、必要に応じて消防広域化重点地域の指定等を行うこと。

また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、4に基づき定めること。

（4）自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、5に基づき定めること。

（5）広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

（6）市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

（1）市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強

化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これから消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

ただし、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

（2）連携・協力等の状況

消防の連携・協力を実現している地域や、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している消防本部が複数ある地域については、こうした状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することが必要である。

（3）配慮すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

以上のこと踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

3 消防広域化重点地域の指定等

（1）消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に積極的に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

（2）都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である令和十一年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

（i）特定小規模消防本部

（ii）非常備市町村

（iii）消防の連携・協力の実施地域

（iv）広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを超える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

（3）関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聞くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努める

ものとする。

（4）消防広域化重点地域の指定の変更

（2）及び（3）は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

（1）消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力をを行うことが必要である。

平成三十一年以降、広域化した七地域のうち五地域では、広域化前に高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）や消防用車両の共同整備といった連携・協力を実施しており、こうした取組は、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

（2）推進計画へ位置付けるまでの基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

- ① 指令の共同運用
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

（3）高機能消防指令センターの共同運用

指令の共同運用により、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができるに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。

また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるが、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、指令の共同運用を行う規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準
消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に發揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

なお、本指針一、3のとおり、広域化後においても都道府県及び旧中心消防本部が管轄していた市町村等による積極的な支援や関与が必要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のようないくつかの事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

（1）組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構

成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

（2）事務委託の方式による場合

① 委託料に係る基本的なルール

② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

13 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源が限られる一方で、令和六年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力を取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

2 消防の連携・協力の推進

(1) 消防の連携・協力の必要性等

(ア) 必要性と効果

直ちに広域化を進めることができない地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果やその効果が及ぶ範囲は、連携・協力をを行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強

- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上)といった効果がある。

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

(イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながることがないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力をを行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）や消防の広域化と同様に連携・協力を推進するためには必要な措置を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

- ① 高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。また、近隣の複数の消防本部が、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している場合は、指令の共同運用の検討の円滑化にも資するものと考えられる。このため、都道府県は、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や、標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的な内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣、連携・協力の推進に関する財政措置等の制度や連携・協力を実現した他の消防本部における優良事例の横展開、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用促進などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力を実行する地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 組合で消防の連携・協力を実行する市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を実行する市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる
- 市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。）に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- 連携・協力を実行する市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修（消防指令システムが標準仕様書に基づき整備されるものに限る。）について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力を実行する市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力を実行する市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する訓練施設の整備について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備（消防指令システムが標準仕様書に基づき整備されるものに限る。）については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。
- 本指針に基づく連携・協力に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の（ア）～（キ）のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の7つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

(ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりは依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を実施している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。しかしながら、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

(イ) 消防用車両、資機材等の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両や、N B C関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについては、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して活用する体制とすることによって、車両、資機材の購入費・維持管理費を効率化すること

とができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両、資機材の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

(ウ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

(エ) 特殊な救助等専門部隊の共同設置

複数の消防本部が高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、N B C 災害対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備することにより、特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等を図ることができる。

(オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

(カ) 訓練の定期的な共同実施

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施することにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集めさせ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとすることができます。

(キ) 現場活動要領の統一

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有することにより、知識や技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等を図ることができます。

※ なお、消防の連携・協力の方式については、連携協約、協議会その他の地方自治法第二編第十一章第三節に規定される事務の共同処理の方式、消防組織法第三十九条第二項に定められている相互応援協定その他多様な方式の中から、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題

点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・協力に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期間も踏まえ、令和11年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

別紙

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

（1）連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・消防需要の現況と将来予測
- ・消防力の現況と将来予測
- ・財政の現況と将来予測
- ・組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

（2）連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

（1）の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備や専門部隊の共同設置、訓練の共同実施等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めること。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むこと。

（3）連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

（4）実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の（1）から（6）までの事項が明確になるよう計画に定める。

（1）連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。なお、指令の共同運用を行う場合は、原則として、高度な運用についても併せて実施を検討し、その実施内容や目標時期について定める。

また、連携・協力を実施する事務に応じて、職員交流や相互応援体制の構築、見直しを検討し、その内容を定める。

（2）連携・協力を行う地域

一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

（3）連携・協力を行う方法

（1）で定めた連携・協力をを行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

（4）連携・協力に要する人員の配置

連携・協力を実行する消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

また、指令の共同運用など連携・協力による業務の集約により人員の効率化が見込まれる場合は、その人員数や現場要員等への配置の見込みについて定める。

（5）連携・協力に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を実行する消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

（6）連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。なお、これらの費用について、将来的に削減効果が見込まれる場合はその効果について定める。

3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施に当たって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

参考資料

地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例

	地方自治法(昭和22年法律第67号)						消防組織法 (昭和22年法律第226号)
	連携協約 第252条の2	協議会 第252条の2の2	機関等の共同設置 (内部組織の共同設置) 第252条の7	事務委託 第252条の14	事務の代替執行 第252条の16の2	職員の派遣 第252条の17	相互応援協定 第39条第2項
(ア) 指令の共同運用	○	○	○	○	○		
(イ) 消防用車両の共同整備	○			○	○		
(ウ) 境界付近における消防署所の共同設置	○		○	○	○		
(エ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力		○			○	○	○
(オ) 専門的な人材育成の推進	○	○		○		○	○
(カ) 応援計画の見直し等による消防力の強化							○

「○」：活用が想定される主な手法



©2015 秋田県んだッチ

秋田県総務部総合防災課消防保安室

〒010-8570 秋田市山王四丁目一番一号

018(860)4565